## 施設情報シート

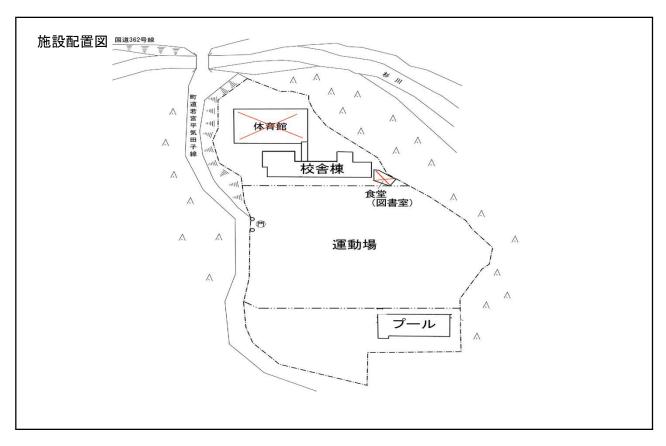
作成日 令和5年8月31日

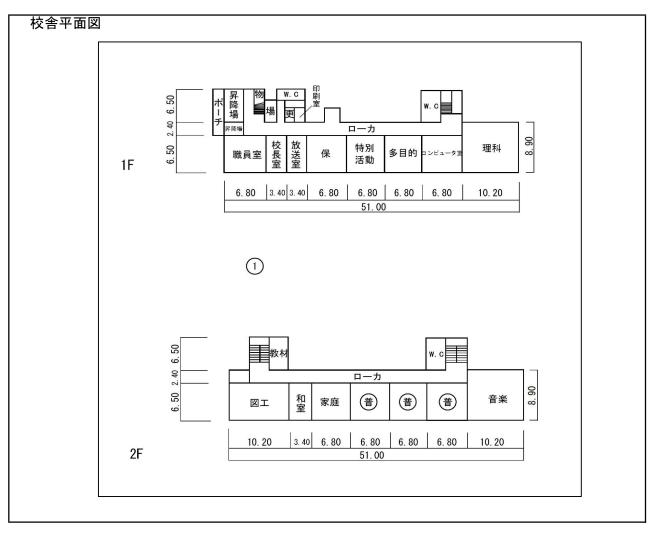
施設名称	旧春野北小学校	閉校時期	平成25年3月			
所在地 浜松市天竜区春野町杉242-2						
立地条件 (交通手段)	JR浜松駅より車で約1時間40分(最寄駅:天竜浜名湖鉄道 天竜二	二俣駅)				

	土地情報		代表 地番	浜松市ヲ	浜松市天竜区春野町杉242-2			他	1		台帳 地目	学	· 校用地	
			総面積		15,257	'.11 m <sup>2</sup>	うち借地 面積		0.00	m³	作計 用途	都市計	画区域タ	<b>^</b>
	1	校舎棟	建築年次	1974 (昭和49) 年	主要構造	鉄筋=	コンクリート	造 2	階	延床面積	t 1,135 m 耐痘 (ISfi			旧 1.17)
貸付	2	運動場	夜間 照明	なし	遊具 等		なし	•		面積		7,038 m <sup>2</sup>		
単位	3	プール	建築年次	1974 (昭和49) 年	規模	25mプール、更衣室、倉庫、ポンプ小屋、ポンプ室			面積		— m <sup>*</sup>			
			建築 年次		規模					面積		m <sup>*</sup>		



	・現状有姿での貸付となります。 ・敷地内は、屋内運動場(体育館)及び食堂棟(図書館)を使用している自治会との共用部分でます。 ・建築基準法第12条点検、単独浄化槽、消防用設備等の点検が必要です。 ・光熱水費及び適切な管理にかかる費用の負担が必要となります。負担割合については市とが必要です。(光熱水費、設備維持管理費(法定点検費用等)、敷地内除草、施設の修繕費月 【参考】浄化槽保守点検業務委託費(R5:89,200円)/建築基準法第12条点検業務(食堂棟・体委託費(R5:88,000円)					
	問合せ	課名	浜松市天竜区区振興課	電話	053-922-0016	
		メール	tn-shinko@city.hamama	tsu.shi	zuoka.jp	







埋設物	J	地下埋設物(水道管 、排水管、消火管、ガス管、電気ケーブル)有り							
埋蔵文	化財	文化財保護	文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号 )第93 条に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当しません。						
土壌汚	染	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号第6条に基づく「要措置区域」及び同法第11条に基づく「形質変更時要届出区域」には指定されていません。							
排水規	制	水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく特定施設に 該当する場合は届出が必要となります。							
設備			設置状況·規格	備考					
	電気	されています	(体育館)及び食堂棟(図書館)の部分は自治会が使用しており通電 が、旧校舎部分の引き込みについては、中部電カパワーグリッドに 手が必要です。	詳細は現地又は 図面により確認してください。					
	給水	・浜松市水道事業の給水区域外 ・施設廃止前は飲料水供給施設より確保していましたが、現状は自治会が使用している屋内運動場(体育館)及び食堂棟(図書館)のみ使用が可能な状態です。 ・当該施設に水を供給している飲料水供給施設は地域住民が生活用水を確保するために整備された施設であり、事業目的での水の使用は認められないため、自己水源により水を確保する必要があります。ただし、飲料水供給施設を管理する組合と協議により使用可能となる場合があります。							
	汚水処理	・施設廃止前	等の処理区域外 対は、トイレの汚水、その他生活排水は単独浄化槽で処理 は現在も使用しており、毎年、清掃・点検を実施	詳細は現地又は 図面により確認してください。					
	雨水処理	雨水調整旗	<b>記</b> 設等なし	詳細は現地又は 図面により確認してください。					
	ガス	プロパンガ	ス (プロパンボンベ撤去済み)	詳細は現地又は 図面により確認してください。					
給湯器		給湯器なし							
	空調設備	冷暖房設備なし							
	消防設備	消火器、屋区 導灯	7消火栓設備、自動火災報知設備、排煙装置、非常放送設備、誘	詳細は現地又は 図面により確認してください。					
	通信設備	通信回線な	tし 近隣にNTT電柱有り						
	機械警備	機械警備な	il.						
地域活	動	屋内運動場(体育館)及び食堂棟(図書館)は、自治会が利用しています。(貸付契約中)							
投票所	の開設	投票所に指定されており、食堂棟内で選挙事務を行います。							
防災拠	』点としての指	定状況	屋内運動場(体育館)と食堂棟(図書館)は、指定避難所・応急救護所に指定されています。   運動場、屋内運動場(体育館)は、緊急避難場所に指定されています。						
防災へ	リポート等の	<b>造定</b> 運動場は浜松市地域防災計画で防災ヘリポートに指定されており、消防ヘリ及びドクターヘリ臨時離発着場として利用しています。							
石綿の	)有無		未調査です。含有の有無について調査を 実施することを 推奨します。						
PCB使	用電気機器の	り有無	PCB使用電気機器の設置状況調査は未実施です。PCB使用電気機器が発見された場合は、速やかに市へ報告してください。						